

令和 7 度桂川町中学生海外派遣事業業務委託仕様書

1. 委託事業名

令和 7 年度桂川町中学生海外派遣事業

2. 事業概要・目的

本町の中学生を海外に派遣し、外国の歴史、文化、生活など直接体験することにより、コミュニケーション能力、語学力の向上と国際感覚を身につけ、世界で活躍できる豊かな人間性と創造性を持った人材を育成する。

本事業の大きなねらいは、子どもたちが興味関心を世界に広げるとともに、海外の文化・芸術・自然に触れることで多様な感性を育み、未来の選択肢を増やすこと。

本業務は、グローバル人材育成に精通し、海外派遣研修に豊富な経験を有する事業者により、令和 7 年度桂川町中学生海外派遣事業におけるプログラムの実施を委託するものである。

3. 契約期間

契約締結日から令和 7 年 11 月 28 日(金)まで

4. 予算上限額

4, 790, 000 円(消費税を含む)

5. 委託料の支払い

支払いは、業務履行確認後、全額支払うことを原則とする。ただし、前払金が必要な場合は、委託料の 30%以内の額を支払うものとする。

6. 事業内容

(1) 主 催 桂川町

(2) 派遣先 フィリピン(マニラ市内)

(3) 派遣人員 参加者 8 人(桂川町在住若しくは桂川中学校の中学 3 年生)

引率者 3 人(教員・桂川町教育委員会)

(4) 研修日程

令和 7 年 6 月	事前研修 1 回目
令和 7 年 7 月	事前研修 2 回目
令和 7 年 8 月	出発前オリエンテーション・壮行会 ※ 受託事業者参加不要
令和 7 年 8 月 18 日(月)～23 日(土) 予定	本研修(移動・現地研修)
令和 7 年 9 月以降	事後研修、報告会

7. 業務内容

業務内容	詳細
1. 渡航手続き必要書類の準備	渡航に関する手続きに必要な書類(パスポート発行、海外旅行保険、外貨両替等)の準備と説明にかかる業務。
2. 航空券発行	利用航空会社の選定、航空券予約、航空券発券にかかる業務。 ※本研修の初日から移動を開始し、最終日に帰国する日程に合う便を手配し、利用すること。
3. 空港内での各種手続き・対応	入国・出国審査等に必要な書類の準備、説明、各種手続きに関する業務。
4. 事前研修(2回)	本事業の目的に合う内容の本研修および事前事後研修を含むプログラムを提案し、実施すること。プログラムの企画においては、必ず以下の内容を含むものとする。 ■歴史・文化に触れる体験学習を取り入れる ■現地学校訪問および現地の学生との交流 本町中学校がオンライン交流を通じての交流に関する基本合意書を締結しているマニラ市のMCU(マニラ・セントラル・ユニバーシティ)との交流 ※本プロポーザルにおけるプログラムの提案内容は、参加者を対象としたものとする。契約前協議にて詳細を決定することとする。 ※事前・事後研修に必要な資料等の作成も含む。
5. 本研修	
6. 事後研修(1回)	
7. 現地活動の手配	プログラムの内容に合わせた、現地の学校や訪問先との調整業務。
8. 現地交通手段の確保	現地での移動は専用車を確保すること。
9. 現地ガイドの手配	現地ガイドは、ガイドとして引率同行経験があり、派遣先であるマニラ市を熟知していること。また、日本語・英語による交渉能力を有すること。
10. 宿泊・食事の手配	プログラムに合わせた宿泊・食事の手配。 ※派遣中(集合から解散まで)の食事はすべて自己負担がないよう手配すること。
11. 安全対策・緊急時の対応	派遣先での参加者の安全確保、派遣前や派遣中の中止の判断、現地での緊急時の対応、緊急退避が必要になった際のサポート体制等にかかる提案と実施。 ※現地での安全対策・有事の際の緊急退避や医療対応においては、海外での危機管理を専門とする事業者と必ず提携すること。
	現地での病院対応や手続き等、団員の病気やけがにかかる対応。
	参加者・引率者の海外旅行保険への加入手続きにかかる業務。
12. ハンドブックの作成	事前・事後研修の内容・タイムスケジュールを記載したハンドブックの作成。
	本研修全体の行程、スケジュール、感想記入欄等を記載した本研修用ハンドブックの作成。

8. 委託料に含まれるもの

- (1) 往復航空運賃
- (2) 諸税
- (3) 燃油特別付加運賃
- (4) 手荷物運搬料金
- (5) 渡航手続きにかかる取扱手数料
- (6) 宿泊料及び宿泊における諸税・サービス料金
- (7) 現地活動費（宿泊費・食費を含む）
- (8) 国内及び現地での利用交通機関料金
- (9) 事前・事後研修にかかる費用
- (10) 現地ガイド員経費

※現地ガイド員は現地での交渉が可能な英語力を有する者

- (11) 現地における安全確認等公的な連絡の費用
- (12) 現地で使用する携帯電話使用料及び通話料（インターネット通信料を含む）
- (13) 参加者・引率者の旅行傷害保険料

※必ず加入するものとする。

9. 事業報告書の提出

派遣終了後、委託業務完了届とともに事業報告書を提出すること。

10. その他

- (1) 本委託業務の遂行に関して、受託者が本町又は第三者に損害を与えた場合は、受託者がその賠償の責を負うものとする。また、受託中に発生した事故、災害等による損害について、受託者およびその従業員は、町にその損害の賠償を請求しない。
- (2) 本仕様書に記載のない事項や疑義および変更が生じた場合は、本町と受託者双方にて協議のうえ決定するものとする。
- (3) 本仕様書は、本町が想定する最低限の業務の概要を示すもので、事業者の提案の内容を制限するものではない。
- (4) 国際状況の悪化及び当初予測できなかった事象が発生した場合には、桂川町中学生海外派遣事業を中止し、契約解除を行う取消料や経費等については発注者と受託者で協議し決定する。

以上